

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和六十二年十二月二十三日条例十七号）

新	旧																				
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定により、佐倉市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 市民文化の向上及び福祉の増進並びに市民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会をつくるため、コミュニティセンターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第三条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="183 534 1064 734"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐倉市志津コミュニティセンター</td> <td>佐倉市井野七九四番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市西志津ふれあいセンター</td> <td>佐倉市西志津四丁目一番二号</td> </tr> <tr> <td>佐倉市和田コミュニティセンター</td> <td>佐倉市八木八五〇番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市佐倉コミュニティセンター</td> <td>佐倉市宮前三丁目四番地一</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務)</p> <p>第四条 コミュニティセンターの業務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 市民文化の向上及び福祉の増進を図るための施設の提供 二 会議及び集会等のための施設の提供 三 その他施設の目的を達成するために必要な業務 <p>(使用の許可)</p> <p>第五条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第六条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。 二 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。 三 管理上支障があると認めるとき。 四 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。 <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第七条 市長は、第五条第一項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。</p>	名称	位置	佐倉市志津コミュニティセンター	佐倉市井野七九四番地一	佐倉市西志津ふれあいセンター	佐倉市西志津四丁目一番二号	佐倉市和田コミュニティセンター	佐倉市八木八五〇番地一	佐倉市佐倉コミュニティセンター	佐倉市宮前三丁目四番地一	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法第二百四十四条の二第一項の規定により、佐倉市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第二条 市民文化の向上及び福祉の増進並びに市民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会をつくるため、コミュニティセンターを設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第三条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 534 2054 734"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐倉市志津コミュニティセンター</td> <td>佐倉市井野七九四番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市西志津ふれあいセンター</td> <td>佐倉市西志津四丁目一番二号</td> </tr> <tr> <td>佐倉市和田コミュニティセンター</td> <td>佐倉市八木八五〇番地一</td> </tr> <tr> <td>佐倉市佐倉コミュニティセンター</td> <td>佐倉市宮前三丁目四番地一</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務)</p> <p>第四条 コミュニティセンターの業務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 市民文化の向上及び福祉の増進を図るための施設の提供 二 会議及び集会等のための施設の提供 三 その他施設の目的を達成するために必要な業務 <p>(使用の許可)</p> <p>第五条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第六条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。 二 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。 三 管理上支障があると認めるとき。 四 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。 <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第七条 市長は、第五条第一項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。</p>	名称	位置	佐倉市志津コミュニティセンター	佐倉市井野七九四番地一	佐倉市西志津ふれあいセンター	佐倉市西志津四丁目一番二号	佐倉市和田コミュニティセンター	佐倉市八木八五〇番地一	佐倉市佐倉コミュニティセンター	佐倉市宮前三丁目四番地一
名称	位置																				
佐倉市志津コミュニティセンター	佐倉市井野七九四番地一																				
佐倉市西志津ふれあいセンター	佐倉市西志津四丁目一番二号																				
佐倉市和田コミュニティセンター	佐倉市八木八五〇番地一																				
佐倉市佐倉コミュニティセンター	佐倉市宮前三丁目四番地一																				
名称	位置																				
佐倉市志津コミュニティセンター	佐倉市井野七九四番地一																				
佐倉市西志津ふれあいセンター	佐倉市西志津四丁目一番二号																				
佐倉市和田コミュニティセンター	佐倉市八木八五〇番地一																				
佐倉市佐倉コミュニティセンター	佐倉市宮前三丁目四番地一																				

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 前条各号の一に該当したとき。
- 三 使用者が許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸したことが明らかになったとき。

2 市長は、コミュニティセンターの管理運営上、やむを得ない事情が生じた場合は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 第一項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させた場合において使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用期間)

第八条 別表第一に定める施設の使用に関しては、同一使用者が同一施設を引き続き三日を超えて使用することはできない。ただし、市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第九条 使用者(佐倉市志津コミュニティセンター(第十六条から第二十一条までにおいて「志津コミュニティセンター」という。))又は佐倉市西志津ふれあいセンター(第十六条から第二十一条までにおいて「西志津ふれあいセンター」という。))の使用に係る者を除く。)は、別表第一及び別表第二に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第十条 市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十一条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置の許可)

第十二条 使用者は、コミュニティセンターを使用するに当たり特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(販売行為の禁止)

第十三条 コミュニティセンター及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第十四条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

- 二 前条各号の一に該当したとき。

- 三 使用者が許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸したことが明らかになったとき。

2 市長は、コミュニティセンターの管理運営上、やむを得ない事情が生じた場合は、使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 第一項の規定により使用の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくは停止させた場合において使用者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(使用期間)

第八条 別表第一に定める施設の使用に関しては、同一使用者が同一施設を引き続き三日(佐倉市西志津ふれあいセンターの展示室については、引き続き十四日)を超えて使用することはできない。ただし、市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第九条 使用者(佐倉市志津コミュニティセンター(以下「志津コミュニティセンター」という。))の使用に係る者を除く。)は、別表第一及び別表第二に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第十条 市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十一条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置の許可)

第十二条 使用者は、コミュニティセンターを使用するに当たり特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(販売行為の禁止)

第十三条 コミュニティセンター及びその敷地内においては、物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第十四条 使用者は、その使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回

復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、原状回復に要する費用を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第十五条 使用者がコミュニティセンターの施設及び設備を損傷又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第十六条 市長は、志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第十七条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。

二 志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターの使用の許可に関すること。

三 第四条第一号及び第二号に掲げる業務の実施に関すること。

四 その他市長が必要と認める業務

(志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターの開所時間)

第十八条 志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターの開所時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、午後九時まで開所することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

(志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターの休所日)

第十九条 志津コミュニティセンター及び西志津ふれあいセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日

二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

(指定管理者による使用の許可等)

第二十条 第五条から第八条まで及び第十二条の規定を志津コミュニティセンター又は西志津ふれあいセンターに適用する場合には、第五条、第六

復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、原状回復に要する費用を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第十五条 使用者がコミュニティセンターの施設及び設備を損傷又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第十六条 市長は、志津コミュニティセンターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に志津コミュニティセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第十七条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 志津コミュニティセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。

二 志津コミュニティセンターの使用の許可に関すること。

三 第四条第一号及び第二号に掲げる業務の実施に関すること。

四 その他市長が必要と認める業務

(志津コミュニティセンターの開所時間)

第十八条 志津コミュニティセンターの開所時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、午後九時まで開所することができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、開所時間を変更することができる。

(志津コミュニティセンターの休所日)

第十九条 志津コミュニティセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

一 毎月の第二月曜日及び第四月曜日

二 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

(指定管理者による使用の許可等)

第二十条 第五条から第八条まで及び第十二条の規定を指定管理者が管理する志津コミュニティセンターに適用する場合には、第五条、第六条、第

条、第七条第一項及び第二項、第八条並びに第十二条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第七条第三項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第八条中「別表第一」とあるのは「別表第三」とする。

(利用料金)

第二十一条 志津コミュニティセンター又は西志津ふれあいセンターの利用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第三に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第二十二条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第二十三条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

(略)

附 則(平成 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の規定により市長がした承認その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の佐倉市西志津ふれあいセンターの使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の相当規定によって指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

七条第一項及び第二項、第八条並びに第十二条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第七条第三項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第八条中「別表第一」とあるのは「別表第三」とする。

(志津コミュニティセンターの利用料金)

第二十一条 志津コミュニティセンターの利用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第三に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(志津コミュニティセンターの利用料金の減免)

第二十二条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(志津コミュニティセンターの利用料金の還付)

第二十三条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十三年三月一日から施行する。

(略)

別表第 1

使用区分		使用単位	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
佐倉市	施設	ホール	3,200円	4,270円	5,130円	12,600円
		高齢者談話室				
和田	設備	ホール放送設備	940円	940円	940円	2,820円
		ホールコンサート用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円

別表第 1

使用区分		使用単位	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
佐倉市	施設	ホール	2,620円	3,480円	4,180円	10,280円
		会議室	1,050円	1,260円	1,470円	3,780円
		展示室	1,660円	2,210円	2,660円	6,530円
西志津ふれあいセンター	設備	ホール舞台用照明設備	2,140円	2,140円	2,140円	6,420円
		ホール映写設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール音響設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホールコンサート用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円
和田	施設	ホール	3,200円	4,270円	5,130円	12,600円
		高齢者談話室				
和田	設備	ホール放送設備	940円	940円	940円	2,820円
		ホールコンサート用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円

佐倉市 佐倉 コミュニ ティセ ンター	施設	ホール	1,740円	2,320円	2,780円	6,840円
		音楽練習室	470円	630円	760円	1,860円
		第1会議室	210円	280円	330円	820円
		第2会議室	490円	660円	790円	1,940円
		第3会議室	450円	600円	720円	1,770円
		第4会議室	460円	620円	740円	1,820円
		調理室	690円	920円	1,110円	2,720円
		和室1	240円	330円	390円	960円
	和室2			390円		
	設備	ホール音響設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール舞台用照明設備	2,140円	2,140円	2,140円	6,420円
		ホールコンサート用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円
		調理室設備	1,040円	1,040円	1,040円	3,120円
水屋設備		160円	160円	160円	480円	

備考

- 1 佐倉市和田コミュニティセンターの高齢者談話室は、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 佐倉市佐倉コミュニティセンターの和室2は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 3 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料（以下「単位使用料」という。）の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 4 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位使用料の20割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 5 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時から午後6時までのときは午後1時から午後5時までの欄に、午後6時以降のときは午後6時から午後9時までの欄にそれぞれ規定する

佐倉市 佐倉 コミュニ ティセ ンター	施設	ホール	1,740円	2,320円	2,780円	6,840円
		音楽練習室	470円	630円	760円	1,860円
		第1会議室	210円	280円	330円	820円
		第2会議室	490円	660円	790円	1,940円
		第3会議室	450円	600円	720円	1,770円
		第4会議室	460円	620円	740円	1,820円
		調理室	690円	920円	1,110円	2,720円
		和室1	240円	330円	390円	960円
	和室2			390円		
	設備	ホール音響設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール舞台用照明設備	2,140円	2,140円	2,140円	6,420円
		ホールコンサート用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円
		調理室設備	1,040円	1,040円	1,040円	3,120円
水屋設備		160円	160円	160円	480円	

備考

- 1 **佐倉市西志津ふれあいセンターの展示室を使用する場合において、当該使用期間の中にコミュニティセンターの休所日があるときは、当該休所日に係る使用料は、徴収しない。**
- 2 佐倉市和田コミュニティセンターの高齢者談話室は、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 3 佐倉市佐倉コミュニティセンターの和室2は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 4 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料（以下「単位使用料」という。）の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 5 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位使用料の20割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 6 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時から午後6時までのときは午後1時から午後5時までの欄に、午後6時以降のときは午後6時から午後9時までの欄にそれぞれ規定する

額から算定した1時間当たりの額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として徴収する。この場合において、割増使用料の対象となるときは、当該使用料に併せて徴収する。

別表第2

使用区分		使用単位	午後1時から 午後8時30分まで
佐倉市佐倉コミュニティセンター	市民風呂	小学校就学前の者	1回につき 無料（無料）
		小学生及び中学生	1回につき 150円（225円）
		一般	1回につき 300円（450円）
		60歳以上の者	1回につき 200円（300円）

備考 括弧内の額は、市内在住者以外の者が使用する場合の額とする。

額から算定した1時間当たりの額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として徴収する。この場合において、割増使用料の対象となるときは、当該使用料に併せて徴収する。

別表第2

使用区分		使用単位	午後1時から 午後8時30分まで
佐倉市佐倉コミュニティセンター	市民風呂	小学校就学前の者	1回につき 無料（無料）
		小学生及び中学生	1回につき 150円（225円）
		一般	1回につき 300円（450円）
		60歳以上の者	1回につき 200円（300円）

備考 括弧内の額は、市内在住者以外の者が使用する場合の額とする。

別表第3

使用区分		使用単位	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
佐倉市志津コミュニティセンター	施設	ホール	4,830円	6,400円	7,660円	18,890円
		大会議室	1,470円	1,990円	2,310円	5,770円
		第1会議室（調理室）	840円	1,050円	1,260円	3,150円
		第2会議室	520円	630円	730円	1,880円
		第3会議室	520円	630円	730円	1,880円
		集会室（視聴覚室）	630円	840円	1,050円	2,520円
		和室1			630円	
		和室2	420円	520円	630円	1,570円
		茶室	310円	420円	520円	1,250円
		多目的グラウンド	2時間につき520円			
	設備	ホール映写設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール放送設備	940円	940円	940円	2,820円
		視聴覚室視聴覚設備	1,050円	1,050円	1,050円	3,150円
		調理室調理設備	520円	520円	520円	1,560円

別表第3

使用区分		使用単位	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
佐倉市志津コミュニティセンター	施設	ホール	4,830円	6,400円	7,660円	18,890円
		大会議室	1,470円	1,990円	2,310円	5,770円
		第1会議室（調理室）	840円	1,050円	1,260円	3,150円
		第2会議室	520円	630円	730円	1,880円
		第3会議室	520円	630円	730円	1,880円
		集会室（視聴覚室）	630円	840円	1,050円	2,520円
		和室1			630円	
		和室2	420円	520円	630円	1,570円
		茶室	310円	420円	520円	1,250円
		多目的グラウンド	2時間につき520円			
	設備	ホール映写設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール放送設備	940円	940円	940円	2,820円
		視聴覚室視聴覚設備	1,050円	1,050円	1,050円	3,150円
		調理室調理設備	520円	520円	520円	1,560円

佐倉市西志津ふれあいセンター	施設	ホール	2,620円	3,480円	4,180円	10,280円
		会議室	1,050円	1,260円	1,470円	3,780円
		展示室	1,660円	2,210円	2,660円	6,530円
	設備	ホール舞台用照明設備	2,140円	2,140円	2,140円	6,420円
		ホール映写設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホール音響設備	1,570円	1,570円	1,570円	4,710円
		ホールコンサート用ピアノ	1,840円	1,840円	1,840円	5,520円

備考

- 1 佐倉市志津コミュニティセンターの和室1は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 佐倉市西志津ふれあいセンターの展示室を使用する場合において、当該使用期間の中にコミュニティセンターの休所日があるときは、当該休所日に係る使用料は、徴収しない。
- 3 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における利用料金(以下「単位利用料金」という。)の10割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 4 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位利用料金の20割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 5 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間(1時間未満の場合は、1時間とみなす。)につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時から午後6時までのときは午後1時から午後5時までの欄に、午後6時以降のときは午後6時から午後9時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を利用料金として徴収する。この場合において、割増利用料金の対象となるときは、当該利用料金に併せて徴収する。

--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 和室1は、午前9時から午後5時まで、市内在住の60歳以上の者に無料で開放する。
- 2 市内在住者以外の者が使用する場合は、使用単位における利用料金(以下「単位利用料金」という。)の10割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 3 入場料及びこれに類するものを徴収して使用し、又は営利を目的として使用する場合は、単位利用料金の20割の額を割増利用料金として別に徴収する。
- 4 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間(1時間未満の場合は、1時間とみなす。)につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時から午後6時までのときは午後1時から午後5時までの欄に、午後6時以降のときは午後6時から午後9時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)を利用料金として徴収する。この場合において、割増利用料金の対象となるときは、当該利用料金に併せて徴収する。